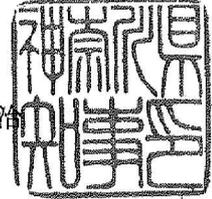


水第 1728 号
令和 5 年 9 月 13 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮についてについて (諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第9号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
うなぎ稚魚漁業	9	定めなし	令和5年12月16日から令和6年4月30日まで	横須賀市長井にある川間橋橋脚下流端から河口までの川間川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ700メートル、東側へ1500メートルまでの間の地先海面の区域、同市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ200メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで700メートルの間の地先海面の区域、三浦市初声町入江にある初声橋橋脚下流端から河口までの一番川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々500メートルまでの間の地先海面の区域	共第6号及び共第7号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 許可名義人以外が採捕してはならない。法人においてはあらかじめ定めた1名以外が採捕してはならない。 3 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 4 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 5 許可番号と顔写真付きの	令和5年10月2日から令和5年11月1日まで	令和5年12月16日から令和6年4月30日まで

操業区域
1

操業区域 2

						<p>標識を身につけて採捕しなければならない。</p> <p>6 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達する恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。</p>		
同上	7	同上	同上	<p>横須賀市長坂にある松越橋橋脚下流端から河口までの松越川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 200 メートル、北西側へ同市長坂松越鼻まで 700 メートルの間の地先海面の区域、同市芦名にある芦名橋橋脚下流端から河口までの芦名川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メートル、北西側へ 700 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある城山橋橋脚下流端から河口までの前田川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 50 メートル、北側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある粒石橋橋脚下流端から河口までの関根川の区域、同河口から海岸沿いに南東側へ 200 メートル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域、同市秋谷にある久留和橋橋脚下流端から河口までの久留和川の区域、同河口から海岸沿いに南側へ 100 メ</p>	<p>共第 7 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者</p>	同上	同上	同上

操業区域 3

				一トル、北西側へ 200 メートルの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	葉山町にある森戸橋から河口までの森戸川の区域及び同河口から海岸沿いに北側へ 100 メートルまでの間の地先海面の区域、下山橋から河口までの下山川の区域及び同河口から海岸沿いに南北へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 8 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	3	同上	同上	逗子市新宿地先富士見橋橋脚下流端から河口までの田越川の区域、同河口右岸導流堤突端から海岸沿いに北側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域、同市新宿地先不如帰碑の正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東側へ 100 メートル、西側へ 150 メートルまでの間の地先海面の区域及び同市小坪にある小坪海浜公園地先海面の区域	共第 9 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	6	同上	同上	豆腐川橋橋脚下流端から河口までの豆腐川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、滑川橋橋脚下流端から河口までの滑川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 100 メートルまでの間の地先海面の区域、美奈能瀬橋橋脚下流端から河口までの稲瀬川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線極楽寺橋橋脚下流端から河口までの極楽寺川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メー	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上

操業区域 4

操業区域 5

操業区域 6

				トルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線音無橋橋脚下流端から河口までの音無川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 50 メートルまでの間の地先海面の区域				
同上	6	同上	同上	腰越橋橋脚下流端から河口までの神戸川の区域、同河口から海岸沿いに西側へ 350 メートルまでの間の地先海面の区域、国道 134 号線行合橋橋脚下流端から河口までの行合川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々 150 メートルまでの間の地先海面の区域	共第 10 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	192	同上	同上	藤沢市にある日の出橋橋脚下流端から河口までの引地川の区域及び同河口から東西各 500 メートルまでの間の地先海面の区域。藤沢市辻堂西海岸 3 丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 144 号）の正南線と海岸線との交点から海岸沿いに東西各 200 メートルまでの間の地先海面の区域。藤沢市南部下水処理場排水口から西側へ 150 メートル、東側へ 200 メートルまでの間の地先海面の区域。藤沢市にある西浜橋橋脚下流端から河口までの境川の区域、同河口から西側へ 800 メートル、南側へ 500 メートルまでの間の地先海面の区域及び江の島ヨットハーバー北端から北側へ海岸沿いに 1000 メートルまでの間の地先海面の区域。	共第 11 号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	200	同上	同上	神川橋橋脚下流端から河口までの相模川の区域、同河口左岸導流堤突端から東側へ 500 メ	共第 13 号共同漁業権及び内共	同上	同上	同上

操業区域 7

操業区域 8

操業区域 11.

				一トル、同右岸導流堤突端から西側へ400メートルまでの間の地先海面の区域。花水川橋橋脚下流端から河口までの花水川の区域及び同河口右岸導流堤突端から東側へ300メートル、西側へ200メートルまでの間の地先海面の区域。	第1号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者から受忍されている者			
同上	8	同上	同上	小田原市酒匂にある酒匂橋橋脚下流端から河口までの酒匂川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域	共第15号共同漁業権及び内共第3号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者から受忍されている者	同上	同上	同上
同上	15	同上	同上	小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市国府津にある親木橋橋脚下流端から河口までの森戸川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市酒匂にある酒匂橋橋脚下流端から河口までの酒匂川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市浜町にある山王橋橋脚下流端	共第15号共同漁業権及び内共第3号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者から受忍されている者	同上	同上	同上

操業区域 10.

操業区域
9

				から河口までの山王川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市早川にある早川橋右岸側橋脚下流端と同橋左岸側橋脚下流端の見通し線から河口までの早川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。				
同上	1	同上	同上	大磯町国府本郷にある西湘バイパス橋橋脚上流端から上流へ150メートル、下流へ河口までの不動川の区域、同河口から海岸沿いに東西へ各々200メートルまでの間の地先海面の区域。血洗川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。鳴立川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。小田原市中村原にある東海道本線鉄橋橋脚下流端から河口までの中村川の区域及び同河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。二宮町山西にある梅沢川河口から海岸沿いに東西へ各々50メートルまでの間の地先海面の区域。	共第14号共同漁業権の漁場の区域においてうなぎ稚魚漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者から受忍されている者	<ol style="list-style-type: none"> 1 養殖用種苗以外の目的で採捕してはならない。 2 採捕したうなぎ（しらすうなぎ）を申請書に記載された仲買人以外に出荷してはならない。 3 申請書に記載された採捕従事者以外が採捕してはならない。 4 採捕従事者は27名以内とする。 5 使用漁具は、火光利用たも網及び火光利用さで網とする。 6 採捕従事者は、許可名義人が発行する許可番号と顔写真付きの標識を身につけて採捕しなければならない。 7 全国のうなぎ養殖業者の池入量が、国際的に合意された我が国の池入量に達す 	同上	同上

						る恐れがあり、輸出に向けられるうなぎ(しらすうなぎ)の需要量が満たされたとして、うなぎ(しらすうなぎ)の採捕の停止を命じた場合には、当該命令に従わなければならない。		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

うなぎ稚魚漁業に係る制限措置の制定について

1. 概要

これまで、本県における養殖種苗の確保を目的とするしらすうなぎ(以下、うなぎ稚魚)の採捕は、県下 13 の漁協が特別採捕許可を受けて採捕を行ってきた。

うなぎ稚魚(全長 13 cm以下)は、改正漁業法施行後、3年の猶予期間を経て令和 5 年 12 月 1 日に特定水産動植物に指定される。

特定水産動植物は、漁業を営む場合や試験研究のためでなければ採捕ができないことから、養殖種苗の確保を目的とするうなぎ稚魚の採捕は、知事許可漁業に移行する必要がある。

知事が漁業を許可する際には、海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の意見を聴き、漁業者の数や採捕期間等に関する制限措置等を定める必要がある。

2. スケジュール

令和 5 年 9 月：制限措置等の海区漁業調整委員会と内水面漁場管理委員会への諮問

制限措置等の公示

令和 5 年 10 月～11 月：申請・許可

令和 5 年 12 月：うなぎ稚魚漁業スタート

3. 許可の対象について(参考資料 1)

従来は漁業協同組合(以下、漁協)が特別採捕の許可を受けて、漁協に採捕従事者として登録した者がうなぎ稚魚の採捕を行っていたが、漁業としてうなぎ稚魚の採捕を行う場合には許可を受けた者が主体的に漁業を行う必要がある。このことから、操業区域ごとに許可対象を検討し、下記の方針を定めた。

(1) 漁協に許可 [操業区域 9]

漁協の定款で自営事業として「うなぎ稚魚漁業」を定めるとともに、採捕従事者と雇用契約等を締結して漁業を行う。

(2) 個人に許可 [操業区域 1～8、10、11]

個人が地元漁協を通して申請を行い、共同漁業権の区域内でうなぎ稚魚漁業を行うことについて受忍をされた上で漁業を行う。

4. 制限措置の内容について(別紙)

(1) 漁業者の数(参考資料 2)

個人に許可する場合：過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。

漁協に許可する場合：1とした

(2) 操業区域(参考資料 3)

過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。

(3) 許可すべき漁業者の資格

漁業調整上の観点から、操業区域内を含む共同漁業権の漁業権者から、うなぎ稚魚漁業を営むことについて受忍をされている者とした。

(4) 許可の条件について

漁業調整および漁業取締の観点から、下記の条件を付して許可を行うこととした。

(ア) 養殖用種苗以外の目的での採捕禁止

放流用等、その他を目的とした採捕は禁止とした。

(イ) 採捕従事者の数の制限[漁協へ許可する場合]

過去の実績の範囲を元に漁協との調整を行い設定した。

(ウ) 採捕従事者の数の制限[個人へ許可する場合]

漁業取締りの観点から、個人の場合は許可名義人以外の者、法人においてはあらかじめ定めた1名以外の者が漁業を行うことを禁止とした。

(エ) 出荷先の制限

流通の適正化を図るため、事前に申請書へ記載した仲買人以外への出荷を禁止とした。

(オ) 使用漁具の制限

漁業調整上の理由から、使用漁具は従来通り火光利用たも網・さで網とした。

(カ) 標識装着の義務

漁場監視及び取締りの観点から、許可番号と顔写真付きの標識を装着することを条件とした。

(キ) 採捕の停止命令について

全国の池入れ量が、国際的に合意された21.7トンに達する恐れがあり、輸出向けの需要量満たされたと判断された場合は、国からの通知に基づき発出する採捕停止命令に従うことを条件とした。

5. 取締り等について

共同漁業権内では漁業権者による監視を実施するほか、県は必要に応じて取り締まりを実施する。

6. 罰則について

県内で許可等がなくうなぎ稚魚を採捕した場合の罰則は以下の通り

法令等	条項	13cm 以下	13cm 超 24cm 以下	24 cm～
漁業法	第 189 条第 1 項 (特定水産動植物の採捕)	三年以下の懲役 又は三千万円以 下の罰金	なし	なし
	第 190 条第 1 項 (知事許可漁業の違反)	三年以下の懲役又は 三百万円以下の罰金		なし
	第 195 条第 1 項 (漁業権の侵害) ^{※1}	百万円以下の罰金(親告があった場合)		
漁業 調整規則	第 59 条第 1 項 (大きさ制限違反)	6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金		なし
水産流通 適正化法	第 16 条第 1 項 (届出の義務違反) ^{※2}	一年以下の懲役 又は百万円以下 の罰金	なし	なし

※1 第 5 種共同漁業権においてうなぎ漁業が設定されている場合に限り、漁業権行使規則
または遊漁規則に基づき採捕する場合を除く。

※2 しらすうなぎについては令和 7 年 12 月から施行される。

参考：漁業調整規則と漁業法におけるうなぎ稚魚の考え方の違いについて

(1) 漁業調整規則でのうなぎ稚魚（全長二十四センチメートル以下）

資源保護を目的として県が設定しているサイズ制限であり、ほとんどの都府県で漁業
法よりも大きい(厳しい)制限が設定されている。

(2) 漁業法でのうなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下）

違法に採捕された水産物の流通を防ぐため、全国で統一して定められたサイズ制限で
あり、全国の漁業調整規則の中で最も小さい(緩い)制限を基準に定められている。

○漁業法（抜粋）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第一百八十九条において同じ。）を採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二 第三十六条第一項、第五十七条第一項、第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第一百十九条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合

三 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合

○漁業法施行規則（抜粋）

（特定水産動植物）

第四十一条 法第一百三十二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。

一 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）

二 あわび

三 なまこ

（特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外）

第四十二条 法第一百三十二条第二項第四号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産動植物を採捕する場合とする。

○神奈川県漁業調整規則（抜粋）

（知事による漁業の許可）

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第4号、第

5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

(9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長 24 センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可(以下この章(第17条を除く。)において「許可」という。)は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第2号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第57条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。